

平成27年度から短期留学支援の 事業内容が変更になります

【事業趣旨】

本事業は、国際的な視野を持ち世界で活躍できる人材を育成するとともに、大阪市立大学の国際的な知名度を高めることにも寄与することを期待して実施します。

【変更内容】

従来、教育後援会が短期留学補助の採択者に対し所要額の一部を補助していましたが、より多くの学生が、海外において安心して充実した留学生活をおくることができるように、海外留学傷害保険への加入を支援する制度に変更します。

【資格】

大阪市立大学教育後援会保護者会員の子弟および旧学友会の学生会員(ただし、大学院学生は除く)であること。

【対象となる留学】

大阪市立大学国際センターが実施する平成27年度中に出発する下記の留学プログラム

短期留学
ビクトリア大学短期語学研修(夏期、春期) *GC 副専攻プログラムは対象外
シェフィールド大学短期語学研修
オックスフォード大学ハートフォードカレッジ短期語学研修
サンクト・ペテルブルク大学サマースクール
ハンブルク大学サマースクール
就業体験&企業訪問研修 in 上海
チェンマイ大学短期語学研修
ウィーバー州立大学短期語学研修
長期留学
大学間交流協定に基づく交換留学プログラム

【支援内容】

海外留学期間中の学研災付帯海外留学保険の保険料を教育後援会が負担します。

【手続き等】

保険加入手続きは国際センターと教育後援会で行います。本制度の支援を受けた者は国際センターに「受領証」を提出してください。なお、帰国後は2週間以内に「報告書」を提出してください。

【お問合せ先】

大阪市立大学教育後援会 電話:06-6605-3420

<http://www.osaka-cu.com/>